

重点課題
V 効率的・効果的な基盤整備

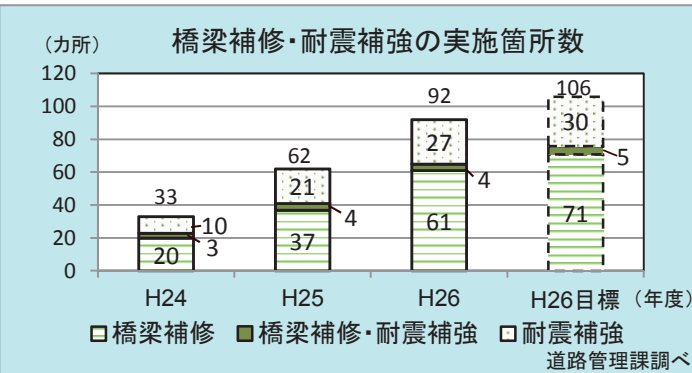
目指す姿
経済の活性化、くらしの向上を図るため、「選択と集中」により、社会資本の管理、活用、整備をマネジメントし、安全・安心のための県土整備、交通環境の充実を図ります。



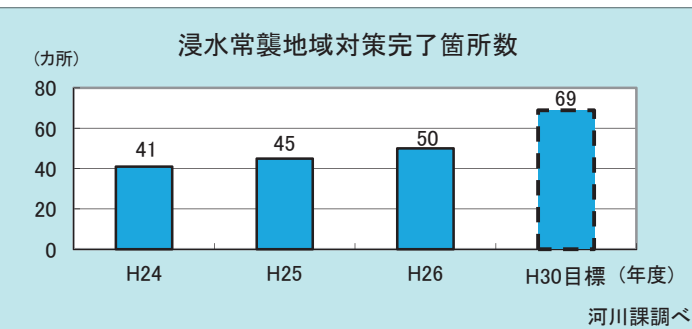
これまでの成果

- ・奈良県道路整備基本計画を策定しました。(H26年7月)
- ・浄化センター公園をリニューアルし、県営プール「スイムピア奈良」のある「まほろば健康パーク」としてオープンしました。(H26年7月)
- ・主要な県管理道路について、路面性状調査を一括して実施し、舗装補修を計画的に実施しました。
- ・河川管理施設(樋門)25カ所において長寿命化計画を策定しました。(H27年3月)
- ・砂防関連施設の老朽化の状況を把握するため、緊急点検を実施し、平成26年度は地すべり防止施設の緊急点検及び砂防関係施設の健全度評価を実施しました。

1. 政策課題の進捗状況



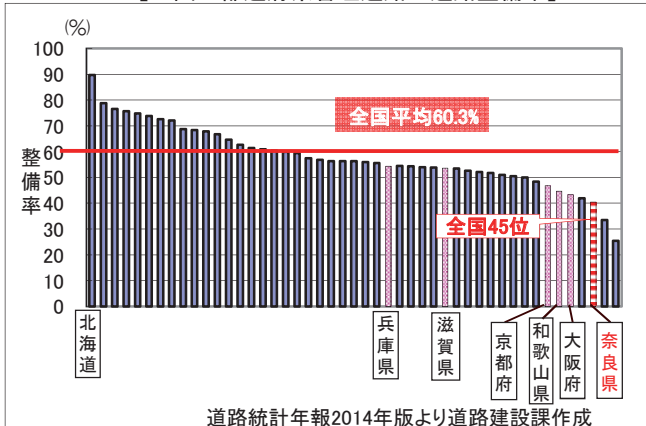
目標	平成26年度までに早急に補修が必要な橋梁(76橋)、緊急輸送道路上で耐震補強が必要な橋梁(35橋)について、橋梁補修・耐震補強の完成を目指します。(H25年3月末:33橋で完了)
取組	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早急に補修が必要な65橋、緊急輸送道路上で耐震補強が必要な31橋(重複4橋)について、平成22年度から5ヶ年で補修・補強工事を実施しました。
成果	平成26年度までに補修65橋、補強31橋(重複4橋)を実施しましたが、目標達成には到りませんでした。(実施率87%)



目標	浸水常襲地域において、被害軽減のための減災対策を推進し、平成30年度までに概ね7割の地域で対策を完了します。(H25年度3月末:41地域(43%)で対策完了)
取組	浸水常襲地域における減災対策緊急プログラムに基づき、平成20年度から浸水常襲地域(96カ所)の減災対策河川に対して、重点投資しました。
成果	平成26年度末時点で浸水常襲地域96カ所のうち、50カ所で減災対策を実施しました。(実施率52%)

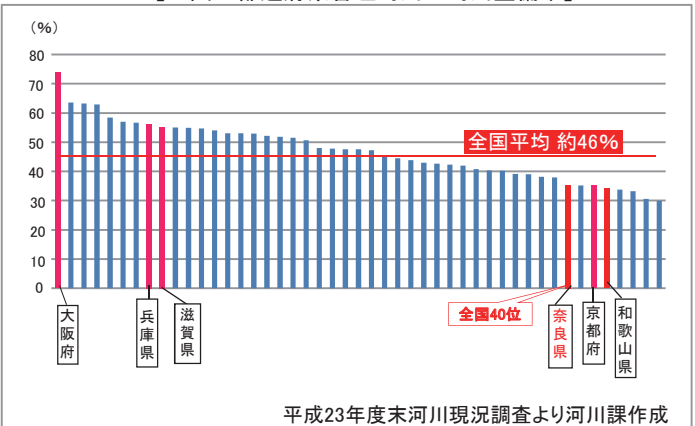
2. 現状分析

【全国の都道府県管理道路の道路整備率】



県管理道路の道路整備率は約40%で、全国平均の約60%と比べて大幅な遅れとなっています。

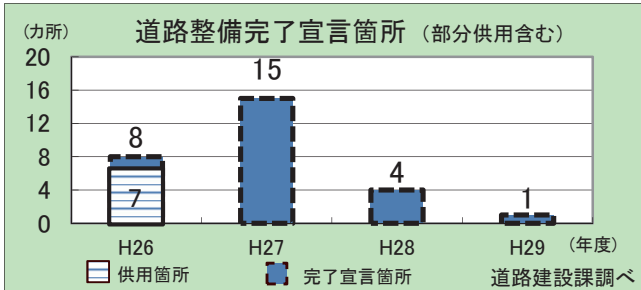
【全国の都道府県管理河川の河川整備率】



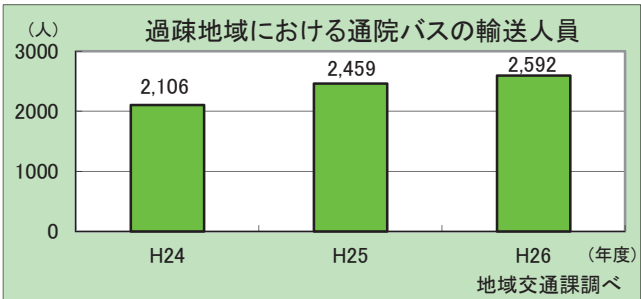
県管理の河川整備率は約35%で、全国平均約46%と比べて大幅に遅れています。

3. 施策課題の進捗状況

<p>戦略目標</p>	<p>▶「(仮称)道路整備基本計画」を策定し、本県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備を目指します。</p> <p>▶紀伊半島アンカールートなど災害に強い道路の整備を目指します。</p> <p>▶河川改修と併せ、上下流市町村の連携を調整しながら、ため池、水田等の治水利用を含めた「貯める対策」を進め、大和川流域総合治水対策の推進を目指します。</p> <p>▶市町村や交通事業者、地域住民等と連携・協力のもと、誰もが安心して暮らせるモビリティ(移動の利便性)の確保を目指します。</p>
-------------	---



取組	完了宣言箇所(28カ所)について、重点的に整備しました。
成果	平成26年度は、大峰山公園線中越工区など7カ所を供用しました。大森高畑線は、工事遅延により平成27年度供用予定となりました。



取組	県が事務局となり野迫川村・十津川村地域公共交通活性化協議会を設立し、平成23年2月28日から十津川温泉と県立五條病院を連絡する新たな路線バスの運行を開始しました。
成果	五條病院の診察開始時間に合わせた運行を行い、平成23年度には1,622人だった通院バス利用人数が平成26年度には2,592人まで増加しました。

4. 平成28年度に向けた課題の明確化及び明確化された課題に対する今後の取組方針

平成28年度に向けた課題	今後の取組方針
<p>活力の基盤となる道路の整備推進</p>	<p>今後5カ年の道路の方向性を示す「奈良県道路整備基本計画」(H26年7月策定)に基づき、京奈和自動車道等の骨格幹線道路ネットワークの形成と併せ、目的志向の道路整備を推進します。</p>
<p>社会資本のアセットマネジメントの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、トンネル等の道路施設、河川管理施設、下水道施設、都市公園施設等の計画的、効率的な維持管理・更新、耐震化を推進します。 ・社会資本の維持管理におけるボランティア活動など、県民との協働を推進します。
<p>誰もが安心して暮らせるモビリティの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしを支える公共交通ネットワークの充実・改善を図るため、移動目的に着目したバス交通を確保します。 ・日常生活に必要な移動を安心して行えるよう、市町村のコミュニティバス等の地域公共交通の効率的な運行に向けた協議会の取り組みを支援します。 ・観光拠点間周遊バスの円滑な運行を確保する施策(適切なルート設定、企画キップ等の検討等)を実施します。

5. 平成26年度に見直しを行った課題、取り組み

見直した課題	見直した取組方針、見直した内容
「災害時等における緊急対応業務に関する協定書」の見直し	紀伊半島大水害等を踏まえ、平常時準備の確認強化、及び協力の要請についての手続きを明確化し、より実践的な内容となった協定により、建設業関係及び測量・設計関係の6団体と見直し協定を締結、1団体と新規締結しました。今後、より実践的な内容となった協定により、更なる減災対策の強化に取り組みます。